

監査公表第10号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体及び出資団体に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年12月27日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

財政援助団体及び出資団体監査結果報告

1 監査の実施日

平成28年10月27日（木）

2 監査の対象

（1）団体名

港都つるが株式会社

（2）補助金概要

① 平成27年度中心市街地店舗開業支援事業費補助金

補助金交付額 570,812円

② 平成27年度まちづくり法人運営事業費補助金

補助金交付額 10,634,000円

③ 平成27年度地域コミュニティ運営事業費補助金

補助金交付額 2,206,000円

④ 平成27年度クラフトマーケット開催事業費補助金

補助金交付額 1,000,000円

⑤ 平成27年度博物館通り賑わい創出事業費補助金

補助金交付額 572,000円

⑥ 平成27年度おもてなし商業エリア創出事業費（ソフト事業）補助金

補助金交付額 424,000円

（3）その他

経営状況等

3 監査の方法

あらかじめ港都つるが株式会社及び商工貿易振興課（以下「主管課」という。）から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、港都つるが株式会社及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。その他として経営状況の確認、会計処理の妥当性及び情報開示の充分性について決算書類の閲覧、質問を

行い定款事業目的に合致した事業の遂行状態の確認と透明性のある決算情報の開示がなされているかの確認を行った。

4 監査の結果

平成27年度に交付した各補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、次の事項については、適正な措置等をとられ、主管課においては、今後も補助事業に対し安定した運営が出来るよう指導をお願いする。

(1) 紙わらべ資料館運営事業について

紙わらべ資料館管理委託料の支出について、管理人件費に関しての積算根拠や使途基準に関する根拠が明確でないので、契約内容や業務が実際にどういう状況で遂行されているのか内容を確認し、外注費か給与かの適正な処理をされたい。

また、利用促進について、地域の歩みや歴史的町屋の趣きなど特性を生かした事業を行って範囲を広げるなど利用が促進される方針を検討されたい。

(2) 経営状況等の確認について

定款第2条に掲げられている17項目の事業目的に対して損益計算書の売上高の項目開示が限定的であり、事業実態を明瞭に開示していない。

また、営業外収益区分に計上している市補助金収入と県補助金収入は、会社の事業中枢の財源として主たる事業収益であるため、営業外収益の認識より営業収益の認識として事業経費の対応を明瞭に表現するよう検討されたい。

(意見)

港都つるが株式会社は平成14年7月1日に「柔軟な発想」「スピーディな意思決定」等、市民・民間組織の機能を最大限活用することに重点を置いて、中心市街地の活性化に繋げていくことを目的として設立された。

今後当初の目的を再認識し、中心市街地が活性化し賑わいと魅力あるまちづくりが出来るよう行政との支援体制を整えつつ、民間手法による弾力性・柔軟性のある発想で、より集客性が高くなる事業展開を期待するものである。